

家族関係に関する申立書（記載例②） (ハンセン病元患者家族補償金申請用)

※ 事実婚関係の証明には、「事実婚関係に関する申立書」(様式6)を使用してください。

1 当時の関係についての申立

※ 記載例を参考に、(1)又は(2)のいずれかの欄を埋めてください。

(1) 親子関係を戸籍により証明できない場合

(請求者の氏名) 戸籍上、私	(2)	(ハンセン病歴のある方の氏名) は	(1) の
(①の者から見た②の者 の戸籍上の続柄)		(①の者から見た②の者 の血縁上の続柄)	
ですが、血縁上は		(4) です。	

そのため、私は、①の者の④として補償金を請求します。

(2) 親子関係以外の関係（※）を戸籍により証明できない場合

※ 兄弟姉妹同士、祖父母と孫、おじ・おばとめい・おい、曾祖父母とひ孫等

(ハンセン病歴のある方の氏名) 戸籍上、	厚生 一郎 (1)	は、私 労働 よしお (3) の	(請求者の氏名)
(③の者から見た ②の者の続柄) 父	(②の者の氏名) 労働 春男 (2)	(②の者から見た①の者 の戸籍上の続柄) 母の兄弟（おじ）	
ですが、			
血縁上は、②の者の 父		(②の者から見た①の者 の血縁上の続柄) です。仮に、①の者と②の者の戸籍上の	
		(①の者から見た②の者 の戸籍上の続柄) 孫 (4)	です。

そのため、私は、①の者の④として補償金を請求します。

(次ページにお進みください)

[2]

①の者と②の者について、請求書に記載の関係であることを証明できない理由

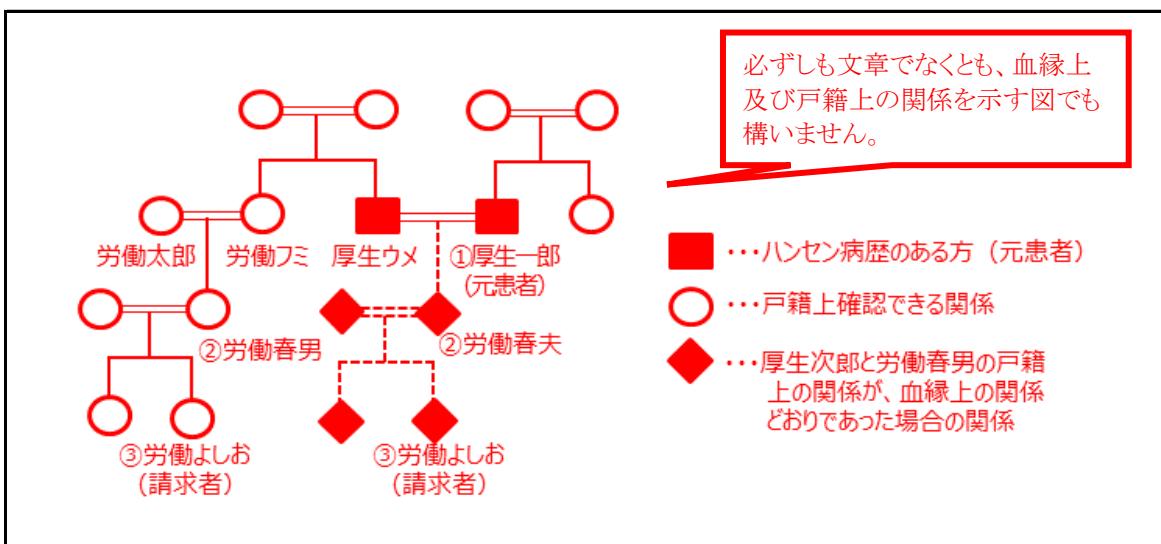
(1) ①の者と②の者の関係について（※②の者の生い立ち等も含めて記載してください。）

私の父・労働春男（②）は、昭和〇年〇月〇日、多磨全生園に入所していました
両親、父・厚生一郎（①）と母・厚生ウメの長男として、療養所内で生まれました。

(2) ①の者と②の者について、血縁上の関係と異なる関係が戸籍に搭載されている理由について

療養所では子どもを育てられなかつたので、私（③）の父・労働春男（②）は、1歳になった頃に、血縁上のおば（私（③）の血縁上の母・厚生ウメ（①）の妹）・労働フミに預けられました。社会からの偏見・差別が血縁上の子である私（③）に及ぶことをおそれた私の父・労働春男（②）の血縁上の両親厚生一郎厚生ウメが私（③）の父・労働春男（②）の血縁上の母・厚生ウメの妹（おば）・労働フミに依頼し、戸籍上、私（③）の父の血縁上のおば・労働フミとその夫・労働太郎の子として登録されました。

(3) 備考（※補足説明をしたい事項がある場合のみ、記載してください。）



(次ページにお進みください)

③

第三者による証明欄

(※①の者と②の者に③の関係があることについて公的機関が発行した書類を提出することができない場合のみ)

<証言1>

上記①の者と②の者の関係について、私が把握している事実は、次のとおりです。

(1) ①の者と②の者の関係について（※②の者の生い立ち等も含めて記載してください。）

私は、労働春男（②）の血縁上の母の妹（おば）（労働春男（②）の戸籍上の母）です。私が中学生、私の姉・厚生ウメが高校生のとき（昭和〇年頃）に、私の姉・厚生ウメ（①）がハンセン病を発病し、多磨全生園に入所しました。昭和〇年頃、療養所に入所している私の姉・厚生ウメ（①）から「子供を妊娠した。産みたいと思っているが、療養所では子どもを育てられないと言われたので、預かってほしい。」と依頼され、引き取ることにしました。

(2) ①の者と②の者について、血縁上の関係と異なる関係が戸籍に搭載されている理由について

私の血縁上のおいである労働春男（②）が生まれる直前、私の姉・ウメ（①）から、「将来のことを考えて、生まれてくる子ども（労働春男（②））は自分たちの子としてではなく、あなたたちの子として届け出て欲しい」と依頼され、私と私の夫・労働太郎の子として届け出ました。

(3) 備考（※補足説明をしたい事項がある場合のみ、記載してください。）

(1)～(3)の証言に虚偽はありません。

氏名 労働 フミ 住所 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇

(次ページにお進みください)

<証言2>

上記①の者と②の者の関係について、私が把握している事実は、次のとおりです。

- (1) ①の者と②の者の関係について（※②の者の生い立ち等も含めて記載してください。）

私は、厚生一郎（①）さんが多磨全生園に入所していた時に同園に勤めていた療養所の職員です。確かに、厚生一郎さん（①）の妻・厚生ウメさんは、療養所に入所中、昭和〇年くらいに、お子さんを出産されたと記憶しています。職員から療養所では子供を育てられないと説明したところ、厚生一郎さん（①）は、「わかってはいたが、いざ自分の子のこととなると、受け入れがたい」ととても悲しんでおられたことを覚えています。

- (2) ①の者と②の者について、血縁上の関係と異なる関係が戸籍に搭載されている理由について

数年後、療養所に厚生一郎さん（①）らのお子さんらしき方がよく遊びに来るようになりましたが、厚生一郎さん（①）らの名字と別の名字のお子さんだったので、めいっ子さんかおいっ子さんだと思っていました。後（入所期間中）に、お子さんの話になったときに、遊びに来ていたのはお二人のお子さんだったと聞きました。名前ははっきりとは覚えていませんが、あの時のお子さんが労働春男さん（②）だったのかもしれません。

- (3) 備考（※補足説明をしたい事項がある場合のみ、記載してください。）

(1)～(3)の証言に虚偽はありません。

氏名 健康 光子 住所 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇

厚生労働大臣 殿